

児童虐待の早期発見のために

青森市保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ

令和6年度特定教育・保育施設等
及び特定子ども・子育て支援施設等運営説明会

1 児童虐待について

児童虐待とは、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

児童虐待の防止等に関する法律では、保護者が18歳未満の児童に対して行う次の4つの行為を児童虐待と定義しています。



種 類	内 容
身体的虐待	例: 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
性的虐待	例: 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト (養育の放棄)	例: 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても受診しない など
心理的虐待	例: 言葉による脅し、無視、きょうだい間で差別的扱い、子どもの前で家族に対する暴言暴力(DV) など

1

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

児童虐待の防止等に関する法律では、保護者が18歳未満の児童に対して行う次の4つの行為を児童虐待と定義しています。

・身体的虐待は、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる などが挙げられます。

・性的虐待は、子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする などが挙げられます。

・ネグレクトは、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても受診しない などが挙げられます。

・心理的虐待は、言葉による脅し、無視、きょうだい間で差別的扱い、子どもの前で家族に対する暴言暴力(DV) などが挙げられます。

2 虐待を受けた子どもへの影響

◆身体の成長に影響

- ・身体が発育が悪くなり、体力がなく病気がちな子どもになることがあります。
- ・脳の萎縮や変形など、脳の発達に影響を及ぼすことがあります。

◆心の発達に影響

- ・他人を信頼することができなくなり、攻撃的になることがあります。
- ・自分が悪いから虐待されていると考え、自尊心が持てなくなり、自暴自棄になることがあります。
- ・集中力や意欲に欠けることがあります。

◆子どもの将来に影響

- ・将来、自分の子どもを虐待することがあります。



2

児童虐待は、子どもの身体の成長、心の発達、子どもの将来に影響を及ぼすということが科学的にも明らかになっています。

◆身体の成長への影響について、

- ・身体が発育が悪くなり、体力がなく病気がちな子どもになることがあります。
- ・脳の萎縮や変形など、脳の発達に影響を及ぼすことがあります。

◆心の発達への影響について、

- ・他人を信頼することができなくなり、攻撃的になることがあります。
- ・自分が悪いから虐待されていると考え、自尊心が持てなくなり、自暴自棄になることがあります。
- ・集中力や意欲に欠けることがあります。

◆子どもの将来への影響について、

- ・将来、自分の子どもを虐待することがあります。

3 しつけと体罰

親による子どもへの体罰は法律で禁止されています

<民法 第821条>

親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

<児童虐待の防止等に関する法律 第14条>

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。



3

親による子どもへの「体罰」は民法、児童虐待の防止等に関する法律で禁止されています。

たとえ、しつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛または不快感を引き起こす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されています。

しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。

子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があります。体罰で押さえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。

4 教育・保育施設等へのお願い

①発見・気づき

親子の関わり方や子育ての様子、子どもの身体的な状況や行動・発達面の様子を観察する中で、虐待あるいは虐待に至る前の心配な状況を見出す場合があります。

＜児童虐待の防止等に関する法律 第5条第1項＞

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。



4

これまでの、児童虐待の概要についての説明を踏まえ、教育・保育施設等の職員の皆さまにお願いしたいことが4つあります。

一つ目は、発見と気づきです。

児童虐待の防止等に関する法律第5条第1項に、児童福祉施設等は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないと規定されています。

親子の関わり方や子育ての様子、子どもの身体的な状況や行動・発達面の様子を観察する中で、虐待あるいは虐待に至る前の心配な状況を見出す場合があります。

教育・保育施設等は、日常的に子どもの状況を把握でき、虐待や変化を発見しやすく、保護者等が相談しやすい等の強みがあります。

4 教育・保育施設等へのお願い

②相談・通告

虐待あるいは虐待に至る前の心配な情報を発見した場合は、組織内で情報共有を行い、児童相談所、又は、市に相談・通告してください。

また、連続して欠席している場合も、虐待の可能性を視野に入れ、早めにご相談ください。

施設だけで解決しようとせず、対応についても相談ください。

<児童福祉法 第25条>

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

<児童虐待の防止等に関する法律 第6条>

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。



5

二つ目は、相談・通告です。

児童福祉法第25条、児童虐待の防止等に関する法律第6条に、通告の義務について規定されています。

虐待あるいは虐待に至る前の心配な情報を発見した場合は、組織内で情報共有を行い、児童相談所、又は、市に相談・通告してください。

また、連続して欠席している場合も、虐待の可能性を視野に入れ、早めにご相談ください。

施設だけで解決しようとせず、対応方法などについてもご相談ください。

4 教育・保育施設等へのお願い

③継続的な支援

子どもが登園を続けられるよう、継続して子どもの心身の観察や声掛けなどの支援をお願いします。

また、関係機関が連絡を取りあいながら情報を共有し、支援することが大切です。

＜児童福祉法 第25条の2第2項＞

要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。



6

三つ目は、継続的な支援です。

児童福祉法第25条の2第2項に、適切な支援を図るために必要な情報交換や支援内容の協議を行うよう規定されています。

子どもが登園を続けられるよう、継続して子どもの心身の観察や声掛けなどの支援をお願いします。

また、関係機関が連絡を取りながら情報を共有し、支援していくことが大切です。

4 教育・保育施設等へのお願い

④保護者への周知

施設は通告する義務があることをあらかじめ保護者全員へ伝えておくことで、対応がしやすくなります。

例えば、施設からのお便りなど何らかの機会を捉えて、児童虐待に対する施設の方針を示したり、施設から助言指導を行っても不適切な養育が続く場合には、児童相談所や市に報告しなければならないことを保護者に伝えておくなどが考えられます。

＜児童虐待の防止等に関する法律 第5条第5項＞
学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。



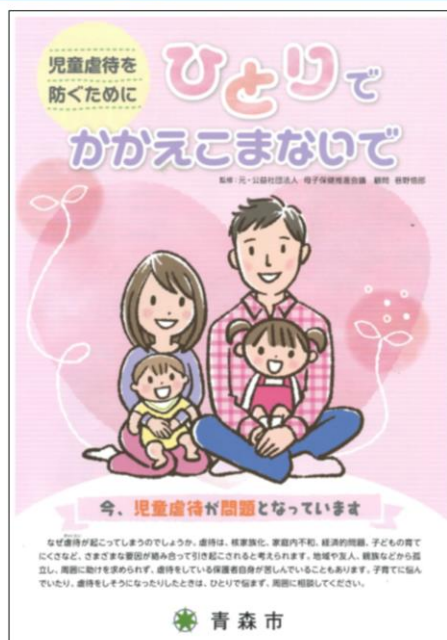
7

四つ目は、保護者への周知です。

施設は通告する義務があることをあらかじめ保護者へ伝えておくことで、対応がしやすくなります。

例えば、施設からの年度始めのお便りや虐待防止月間など何らかの機会を捉えて、児童虐待に対する施設の方針を示したり、施設から助言指導を行っても不適切な養育が続く場合には、児童相談所や市に報告しなければならないことなど保護者に伝えておく方法などが考えられます。

4 教育・保育施設等へのお願い



8

令和5年度には、各園のご協力を得て、各家庭へ虐待防止を啓発するチラシを配付しました。今後も、このチラシを各園に備付けいただき、周知にご協力ください。

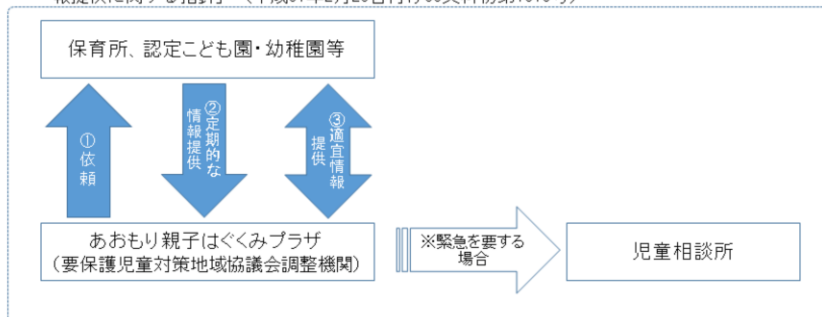
なお、令和6年度は、乳幼児健康診査の際に、各家庭へ虐待防止チラシを配布しています。

5 対象児童等に関する定期的な情報提供

本市では、要保護児童等の早期発見及び適切な保護・支援に資するため、「青森市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

青森市要保護児童対策地域協議会のケースとして登録されている児童等について所属している保育所、認定こども園、幼稚園等に定期的な情報提供のご協力をお願いしています。

※「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（平成31年2月28日付け30文科初第1618号）



9

本市では要保護児童等の早期発見及び適切な保護・支援に資するため、「青森市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

青森市要保護児童対策地域協議会（通称、要対協）では、児童相談所をはじめ、保育所、幼稚園、学校、警察、医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関・団体でネットワークを構築し、適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援内容に関する協議を行っています。

国の「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づき、要対協ケースとして登録されている児童について、所属している保育所、認定こども園、幼稚園等に定期的な情報提供のご協力をお願いしています。
必要に応じて直接連絡させていただきますので、その際はご協力お願いします。

6 児童虐待に関する相談先

虐待を受けたと思われる子どもや気になる家庭がありましたら、
**子どもの利益を一番に考え、ためらわずにすぐに
相談・通告してください。**
相談者や相談内容に関する秘密は守られます。

■あおり親子はぐくみプラザ

月～金 8:30～18:00 電話 017-718-2976
(祝日、年末年始を除く)

■子ども虐待ホットライン（青森県中央児童相談所）

24時間受付 フリーダイヤル 0120-71-6552

■青森県中央児童相談所

月～金 8:30～17:15 電話 017-781-9744
(祝日、年末年始を除く)

■児童相談所虐待対応ダイヤル

24時間受付 189（いちはやく）

【参考】「保育者向けの虐待防止のための研修用ワークブック」

<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/gyakutai.pdf>

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

10

最後に、児童虐待に関する相談先をお知らせします。

各相談先は表の連絡先をご確認ください。

虐待を受けたと思われる子どもや気になる家庭がありましたら、**子どもの利益を一番に考え、ためらわずにすみやかに相談・通告するようお願いします。**
相談者や相談内容に関する秘密は守られます。